○町民税・県民税申告書の提出期限は

3月15日(金)です

令和６年度町民税・県民税申告受付について
一部、ホームページ予約ができます。

１日最大120名（毎時定員20名×6回）の完全入替制とさせていただいております。また、当日券は8時から配布いたします。ホームページからの予約も出来ますので、是非ご活用ください。詳細は、ホームページや別紙をご覧ください。

令和６年度町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税は前年（令和５年１月１日から令和５年12月31日まで）の所得に基づき課税されます。町では提出された申告書の内容に基づき町民税・県民税の課税・国民健康保険税等の資料といたしますので、下記を参照の上、必要な人は提出してください。なお、ホームページでは、町民税・県民税の申告書の作成や、税額の計算もできます。作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して税務課住民税担当までご提出ください。FAX や電子メール等による提出はできません。詳細はホームページをご覧ください。

1　申告書をお送りしている人

(1)昨年町民税・県民税の申告書を提出された人
(2)その他、申告の必要があると思われる人

2　申告書を提出しなければならない人

○下記に関わらず、税務署に確定申告書を提出する人は、町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
○下記に該当せず、申告書の提出が必要ない人は、大変お手数ですが、申告書は破棄してくださいますようお願いいたします。

(1)給与所得者で次に該当する人
①勤務先から三芳町役場へ給与支払報告書の提出がなかった人(勤務先に確認してください)。
・パート・アルバイト等を含みます。
・２ケ所以上から給与がある人は、全部の勤務先からの給与支払報告書の提出が必要です。※１
②年末調整をしていない人で、控除を追加したい人。※１
③給与所得以外に所得がある人
・給与以外の所得が20万円以下の人は、確定申告の必要はありませんが、町民税・県民税についてはすべての所得の申告が必要となります。

(2)給与所得者以外で、次に該当する所得があった人　※１
営業等、農業、不動産、雑、配当、譲渡、一時、山林、退職所得。

(3)公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、扶養親族、医療費控除等の控除を追加したい人　※１
・控除を追加しなくても町県民税が非課税の人は、町民税・県民税の申告で医療費控除等の控除を追加しても、税額に影響はありません。詳細は、別紙フローチャートをご覧ください。

(4)令和５年中に収入はなかったが、次に該当する人
・税証明（課税、非課税、所得証明）を発行する必要がある人。
・国民健康保険の被保険者及びその世帯主。
・後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者及びその世帯全員。

(5)三芳町以外に住民登録があり、三芳町内に事業所又は家屋敷を有する人
・均等割だけ課税になる場合があります。

※１　所得税の還付を受けたい人や確定申告書の提出義務がある人は、税務署へ確定申告書の提出が必要です。詳細は、税務署にお問い合わせください。（町民税・県民税の申告書を提出しただけでは、町県民税にしか影響がありません。）

3　町民税・県民税の税額計算の方法

町民税・県民税は所得割と均等割との合計額です。

(1) 所得割

前年中の収入金額 → 必要経費等を控除 → 損益通算 → 合計所得金額 → 損失の繰越控除 → 総所得金額等※ → 所得控除（・社会保険料控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・寡婦、ひとり親控除 ・勤労学生・障害者控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除 ・扶養控除 ・基礎控除 ・雑損控除 ・医療費控除）→ 課税所得金額 → 税額計算 → 算出税額 → 税額控除 → 納付税額

※損失の繰越控除後の総所得金額、山林所得金額、退職所得金額、分離課税の所得金額

●所得割の税率
・町民税……一律6%　　・県民税……一律4%　　※分離課税の所得については、それぞれの税率

(2) 均等割

町民税 3,000 円＋県民税 1,000 円＋森林環境税※(国税)1,000 円＝5,000 円
※税制改正により令和６年度より森林環境税が創設されます。均等割の合計金額に変更はありません。

（記入例）

令和６年度分　町民税・県民税申告書

整理番号			
業種又は職業	会社員		
電話番号	258-0019		
現住所	三芳町大字藤久保1100－1		
1月1日現在の住所	同上		
フリガナ	ミヨシ　タロウ	個人番号	○○○○△△△△××××
氏名	三芳　太郎		
生年月日	明・大・㊗平・令 54.6.7	世帯主の氏名	三芳　太郎
統柄	本人	基本コード	
提出年月日	6年2月22日	住所コード / 行政区コード / 納組コード / 世帯コード	

（あて先）三芳町長　　付　受　印

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	社会保険・国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療	360,000 円
	社会保険・国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療	319,200
	合計	679,200
⑭小規模企業共済等掛金控除		円
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	円	130,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	60,000 円	円
	介護医療保険料の計	
	10,000 円	
⑯地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	55,000 円	円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除　⑰ □ 寡婦控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未婚）　⑱ □ ひとり親控除　⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳障害者控除

1	フリガナ ミヨシ　ハナ / 氏名 三芳　ハナ	障害の程度	☑身体 □精神 □療育 □要介護 2 級
	個人番号		○○○○○×××△△△△
2	フリガナ / 氏名	障害の程度	□身体 □精神 □療育 □要介護 級
	個人番号		

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者	フリガナ ミヨシ　ハナコ / 氏名 三芳　花子	生年月日	明・大・㊗平・令 54・4・15
	配偶者の合計所得金額	150,000 円	
	個人番号		×××××○○○○△△△△

□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉓扶養控除

1	フリガナ ミヨシ　イチロウ / 氏名 三芳　一郎	生年月日	明・大・昭㊗・令 17・12・26	同居・別居の区分 ☑同居 □別居 / 続柄 子
	個人番号	△△△△○○○○××××		控除額 33万円
2	フリガナ ミヨシ　ハナ / 氏名 三芳　ハナ	生年月日	明・大・㊗昭・令 22・10・2	同居・別居の区分 ☑同居 □別居 / 続柄 母
	個人番号	○○○○×××△△△△		控除額 45
3	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　・　・	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄
	個人番号			控除額
4	フリガナ / 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　・　・	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄
	個人番号			控除額

16歳未満の扶養親族

1	フリガナ ミヨシ　ジロウ / 氏名 三芳　次郎	生年月日	㊗・令 30・8・9	同居・別居の区分 ☑同居 □別居 / 続柄 子
	個人番号	△△△△××××○○○○		
2	フリガナ / 氏名	生年月日	平・令　・　・	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄
	個人番号			
3	フリガナ / 氏名	生年月日	平・令　・　・	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄
	個人番号			

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。　扶養控除額の合計 780,000

㉖雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		・　・	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉗医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	320,000 円	68,000 円	

裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア 5,000,000 円
		農業	イ
	不動産		ウ 1,000,000
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ 5,200,000
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
		その他	ケ
	総合譲渡	短期	コ
		長期	サ
	一時		シ
2 所得金額	事業	営業等	① 1,400,000
		農業	②
	不動産		③ 600,000
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥ 3,720,000
	雑	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
	合計（⑦＋⑧＋⑨）		⑩
	総合譲渡・一時		⑪
	合計		⑫ 5,720,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬ 679,200
	小規模企業共済等掛金控除		⑭
	生命保険料控除		⑮ 70,000
	地震保険料控除		⑯ 25,000
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱
	勤労学生障害者控除		⑲～⑳ 530,000
	配偶者(特別)控除		㉑～㉒ 330,000
	扶養控除		㉓ 780,000
	基礎控除		㉔ 430,000
	⑬から㉔までの計		㉕ 2,844,200
	雑損控除		㉖
	医療費控除	区分 □	㉗ 152,000
	合計（㉕＋㉖＋㉗）		㉘ 2,996,200

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5　給与・公的年金等に係る所得以外（令和６年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の町民税・県民税の納税方法
□　給与から差し引き（特別徴収）
☑　自分で納付（普通徴収）

備考

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

申告期限は3月15日です。
分離課税に係る所得等のある方は、町役場税務課へ「町民税・県民税申告書（分離課税専用）」をご請求ください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。
記入の仕方は、手引きの裏面の各収入及び所得・各控除の説明を参照してください。

源泉徴収票等はここに貼ってください。

※従来の医療費控除は、４ 所得から差し引かれる金額の㉗医療費控除の区分欄には、何も記入しないでください。
セルフメディケーション（地方税法附則第４条の４）の場合は、区分欄に「1」を記入してください。

◎前年中所得のなかった人の記入例（裏面 16）
16 前年中所得のなかった人の記入欄

例：扶養又は仕送りで生活(住所：○○県 ×× 市○○町○－○、三芳 次郎、続柄 夫)、病気療養、預貯金で生活など

●添付書類について
・医療費控除を追加する場合、同封の「医療費控除の明細書」を記載の上、必ず添付してください。領収書の添付は必要ありませんので、ご自宅で保管ください。
・社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等の控除証明書は必ず添付してください（複写可）。添付がないと、控除を追加できない場合があります。

●町民税・県民税申告書の提出について
・添付書類及び申告書の記載に不備がないかを確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。
・申告書の記載が終わっていて提出のみの人は、１階の税務課（④番窓口）で提出できます。ただし、控えは発行できません。作成がお済みの申告書の提出のみ受付いたします。
・ご来庁いただく際は、申告関係書類の他に、マイナンバーカード・顔写真付きの身分証明書をご持参ください。代理申告をする際は、委任状が必要な場合があります。（現在も三芳町に住民登録があり、同世帯の人であれば基本的に委任状は不要です。）

※この手引きは、令和５年 11 月末日現在の地方税法等に基づいています。今後税法の改正がされたときは改正後の税法により税額を計算します。

町民税・県民税申告受付日及び受付会場

月　日	対象地域 午前9時～11時	対象地域 午後1時～3時	会場
2月 8日(木)	全地域（還付申告・年金受給者申告）		藤久保公民館ホール
2月 9日(金)			
2月16日(金)	上富１区～３区		三芳町役場 ３階会議室
2月19日(月)	北永井１区～３区		
2月20日(火)			
2月21日(水)			
2月22日(木)	藤久保１区～２区		
2月25日(日)	全地域		
2月26日(月)	藤久保１区～２区		
2月27日(火)			
2月28日(水)	藤久保３区～４区		
2月29日(木)			
3月 1日(金)			
3月 2日(土)	全地域		
3月 4日(月)	藤久保５区～６区		
3月 5日(火)			
3月 6日(水)			
3月 7日(木)	竹間沢１区・みよし台１区		
3月 8日(金)			
3月11日(月)	上記の日程に都合のつかない人が対象です。		
3月12日(火)			
3月13日(水)			
3月14日(木)			
3月15日(金)			

平日以外は２月25日(日)午前・午後と３月２日（土）午前に限り、申告の受付を行います。

町の申告会場では、所得税及び復興特別所得税の申告も受付できますが、令和４年分以前の申告、青色申告、準確定申告（亡くなった人の申告）等は受付できないため、川越税務署で申告してください。受付できない申告については広報１月号やホームページにてご確認ください。

◆令和６年度の主な税制改正◆　※詳細はホームページにてご確認ください。

①森林環境税※(国税)の創設…住民税の均等割と併せて一人年額 1,000 円を町が賦課徴収します。
②上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一…所得税と住民税で異なる課税方式を選択できず、所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の確定申告すると住民税でも所得に参入され、その所得により算定する控除や保険料に影響が出る場合があります。
③国外居住親族に係る扶養控除等の見直し…国外に居住の親族に対する控除の適用について親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」などの添付、または提示が必要となり、30 歳以上 70 歳未満の人は一定の要件に該当しない限り適用対象から除外します。

申告書の書き方

１．収入金額等及び２．所得金額の記入の仕方

ア①営業等所得……卸売業、小売業、製造業等の営業から生ずる所得や保険の外交員、作家、俳優などの自由職業から生ずる所得です。
収入金額をアに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を①へ記入してください。

イ②農業所得……米、麦、野菜、果樹の生産などの事業から生ずる所得です。
収入金額をイに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を②へ記入してください。

ウ③不動産所得……地代、家賃などから生ずる所得です。
収入金額をウに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を③へ記入してください。
※ア、イ、ウの所得がある人は、記帳・帳簿等の保存が必要となります。

エ④利子所得……利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得です。
（源泉分離課税分を除きます。）

オ⑤配当所得……法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得です。
※配当所得については、申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を用いて計算してください。

（裏面につづく）

申告書の書き方がわからないとき、また申告について不明な点がありましたら、税務課住民税担当までお問い合わせください。
三芳町役場税務課住民税担当
TEL 049-258-0019／内線131 ～ 134